

広島県告示第四百八号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第四十七号）第五条第二項の規定によって、五日市漁港フィッシュリーナの管理を行う指定管理者から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十七年六月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定管理者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地

1 名称及び代表者の氏名

株式会社ひろしま港湾管理センター

代表取締役 松本 幸之

2 主たる事務所の所在地

広島市南区宇品海岸一丁目一三番一三号

二 変更事項及び内容

1 変更事項

代表者の氏名

2 変更内容

変	更	前	変	更	後
内田 隆			松本 幸之		

三 変更年月日

平成二十七年五月十五日